

○岡山理科大学大学院理工学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院理工学研究科履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条に基づき、理工学研究科(以下「本研究科」という。)において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 大学院学則第9条第1項に基づき授業科目を編成する。

- 2 本研究科において開設する授業科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。
- 3 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。
- 4 本研究科の修士課程の専攻に履修上の区分としてコースを置く。
- 5 コースの名称及び開講科目は別表Ⅰに定める。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:10~10:40	10:55~12:25	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

(授業科目の履修)

第4条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

- 2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。
- 3 他専攻や他研究科の講義科目を履修する場合は、授業科目の担当教員、所属専攻長、指導教員の承認を得れば履修することができる。
- 4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。
- 5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、大学院学則第6条の2の規定及び大学院学則第12条第1項、第2項各号のただし書に基づき在学期間の短縮を認められた者は、上位年次配当の授業科目を履修することができる。

(単位の認定と学習の評価)

第6条 大学院学則第13条に基づく単位の認定及び学習の評価は、科目ごとに次の等位(評価基準)によって行う。

評点	評価	判定
100点~90点	S(秀)	単位認定
89点~80点	A(優)	単位認定
79点~70点	B(良)	単位認定
69点~60点	C(可)	単位認定
59点~0点	D(不可)	単位不認定
未受験又は受験資格なし	E	単位不認定
合格	O	単位認定
不合格	X	単位不認定
科目認定	N	単位認定

- 2 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)で表示し、学習指導上の参考とする。

(修了要件)

第7条 大学院学則第12条に定めるもののほか、本研究科修士課程及び博士課程(後期)の修了要件は、別表Ⅰの各専攻欄外の条件を満たすこと。

(教育職員免許状取得のための授業科目の履修)

第8条 大学院学則第25条に規定する教育職員免許状を取得するために必要な授業科目、

単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

- 2 学部で一種免許状を取得した者が、中学校教諭専修免許状、高等学校専修免許状を取得する場合には、本研究科において、別表Ⅱの「教科に関する科目」を24単位以上修得するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理工学研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和5年2月22日 第11回大学協議会)
本規程は、令和5年4月1日から施行する。